

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和４年９月12日
【ファンド名】	ソル・ジャパン・ファンド (SOL JAPAN FUND)
【発行者名】	スパークス・オーバーシーズ・リミテッド (SPARX OVERSEAS LTD.)
【代表者の役職氏名】	取締役 鈴木 剛
【本店の所在の場所】	パミューダ、ハミルトンHM11、フロント・ストリート37番 (37 Front Street, Hamilton HM11, Bermuda)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【提出理由】

ソル・ジャパン・ファンド(SOL JAPAN FUND)（以下「ファンド」といいます。）の管理運用会社であるスパークス・オーバーシーズ・リミテッド(SPARX OVERSEAS LTD.)（以下「管理運用会社」といいます。）は、2022年12月9日付でファンドを償還することを決議しました。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

2022年12月9日（繰上償還日）

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

この度、バミューダ財務大臣が発行したバミューダにおける法改正に伴い、当ファンドの管理運用会社には、当ファンド管理業務を行うにあたり適切な資格を有する十分な常勤従業員をバミューダに有し、当ファンド管理業務に関連してバミューダにおいて十分な支出を負うことを含め経済的実体要件を遵守することが求められました。これを受け、管理運用会社は当ファンド管理業務がバミューダで存続可能な事業として存続するために、十分な常勤従業員を維持すること、十分な支出を負うことができないと判断しました。従って、管理運用会社は1999年5月20日付信託証書の第27.3条（b）項に従って当ファンドを終了させることを決議しました。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理運用会社が作成した2022年9月9日付の書面により、登録受益者である日本における販売会社へ通知しました。

添付書類

- 1．在職証明
- 2．委任状